◆小牧市屋外広告物条例の手引き◆

景観の重要な構成要素である屋外広告物については、賑わいのある景観の形成や市民の利便性の向上などの役割を担う一方で、屋外広告物が無秩序に氾濫するとまちの景観が損なわれる恐れがあるため、「小牧市屋外広告物条例」により許可基準や規制区分等について定めています。

この手引きでは、禁止や許可等の広告物の設置基準を中心に解説しています。屋外広告物の点検については、「小牧市屋外広告物安全点検ガイドライン」を参照してください。

＜目　次＞

1　屋外広告物とは……1
（1）目的・適用上の制度……1
（2）小牧市屋外広告物条例の適用区域……1
（3）屋外広告物の定義……1
（4）屋外広告物の種類……1
（5）屋外広告物の分類……2
2　禁止地域等・禁止物件・禁止広告物等・許可地域……3
（1）禁止地域等　広告物の設置ができない地域……3
（2）禁止物件　広告物の設置ができない物件……3
（3）禁止広告物等　設置ができない広告物……4
（4）許可地域　広告物の設置に許可が必要な地域……4
3　許可基準……5
（1）面積による申請の要否……5
（2）許可基準……5
（3）道路・鉄道沿線等の広告物の規制……9
（4）禁止地域における自家用広告物の基準……10
（5）広告表示面積の合計について……10
4　許可申請手続き……11
（1）許可申請のフロー……11
（2）事前相談……12
（3）許可の申請……12
（4）管理義務……12
（5）管理者等の届出……12
（6）点検義務……12
（7）除却義務……13
（8）変更等の許可……13
（9）更新等の許可……13
5　屋外広告物許可手数料……14
（1）手数料の納付……14
6　屋外広告業登録制度……14

1 屋外広告物とは

（１）目的・適用上の制度

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び小牧市屋外広告物条例（令和７年小牧市条例第41号）では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として（法第１条）、屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の設置についての規制、屋外広告業の登録制度を設けています。

なお、法及び条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないこととされています。（法第29条）

（２）小牧市屋外広告物条例の適用区域

小牧市全域を対象としています。

（３）屋外広告物の定義（法第２条第１項）

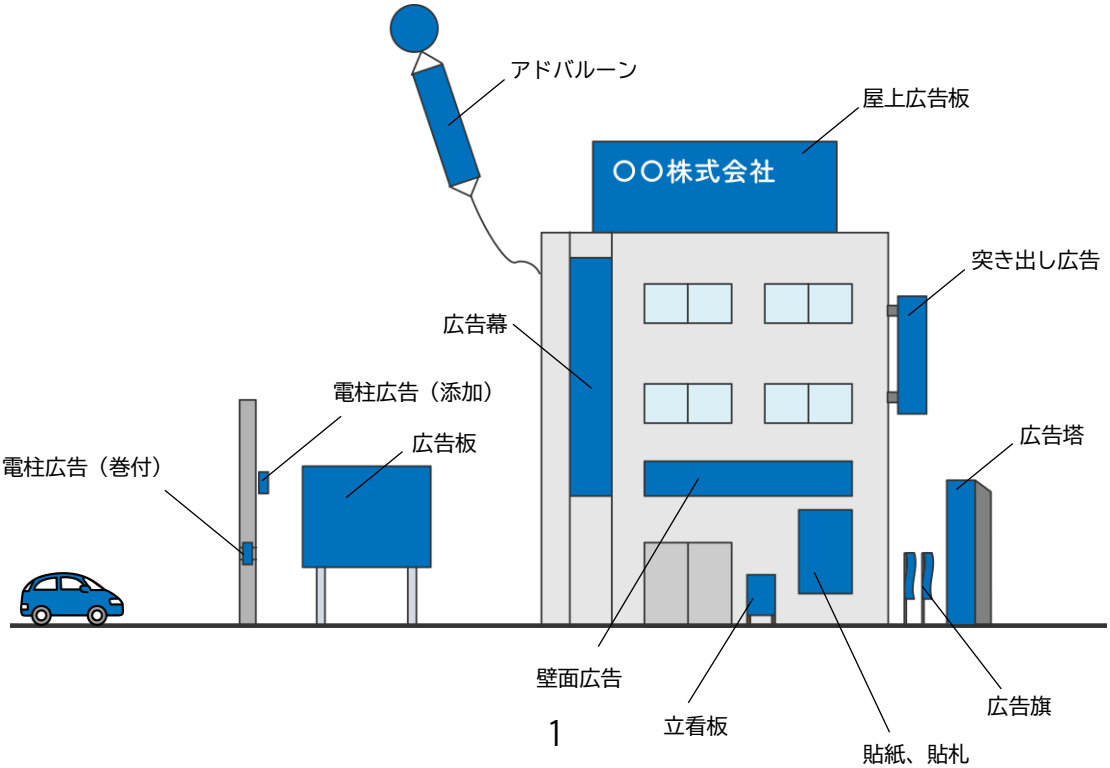
「屋外広告物」とは、営利、非営利を問わず、次の４つの要件を全て満たしているものと定義されています。

１．常時※1又は一定の期間※2継続して表示されるものであること
２．屋外で表示されるものであること
３．公衆に表示されるものであること
４．看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

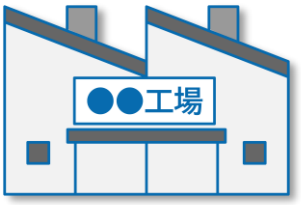
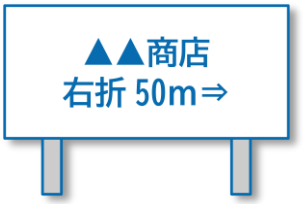
※１　常時：土地や工作物などに定着して表示すること
※２　一定の期間：容易に動かすことができる置き看板、立看板、広告旗等を５日を超えて継続して表示すること

（４）屋外広告物の種類

屋外広告物の主な種類は次の通りです。



（５）屋外広告物の分類

設置目的による分類		概要
自家用広告物		自己の名称や事業の内容を表現するため、自己の事業所や営業所等に表示するもの
管理用広告物		自己の管理する土地や物件に、管理上の必要に基づき表示するもの
案内広告物		施設やその他の場所への案内（誘導）を目的として表示するもの
一般広告物		自家用、管理用、案内広告物に該当しないもの

2　禁止地域等・禁止物件・禁止広告物等・許可地域

（１）禁止地域等　広告物の設置ができない地域（条例第３条）

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の地域に広告物を設置することはできません。

１．第1種低層住居専用地域、市長が指定する生産緑地
２．国・県・市指定文化財の周囲50メートル以内の地域（市指定文化財は市長が指定したもの）
３．風致保安林、原生自然環境保全地域等
４．高速自動車国道、自動車専用道路の全区間及び市長が指定する道路及び鉄道の区間
５．道路及び鉄道に接続する地域で、市長が指定する区域
６．都市公園の区域、市長が指定する公共空地
７．官公署、学校等の公共施設の敷地
８．古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地
９．神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域
10．小牧市景観条例の規定により指定された景観重点地区
11．その他、市長が指定する地域又は場所

【景観重点地区の位置図】





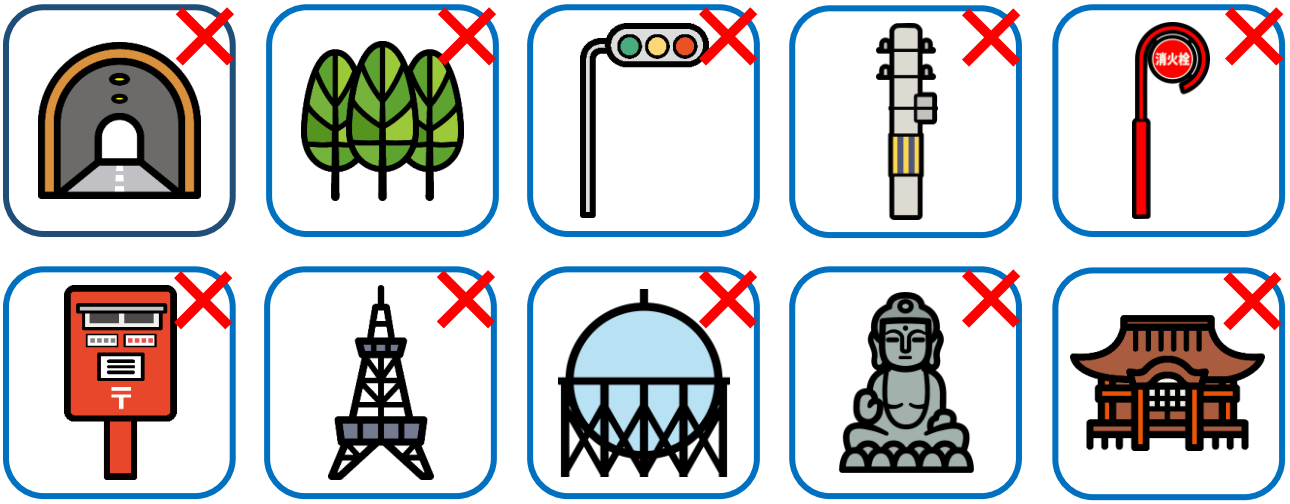


禁止地域　：　景観重点地区（やすらぎみち）

（２）禁止物件　広告物の設置ができない物件（条例第４条）

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の物件に広告物を設置することはできません。

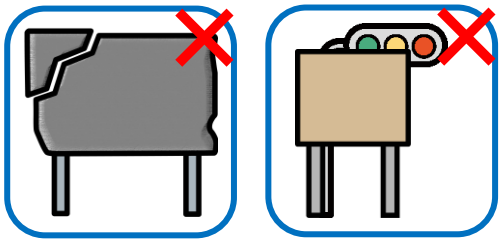
１．橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
２．街路樹、路傍樹及び植樹帯
３．信号機、道路標識、道路上の柵その他これらに類するもの
４．電柱、街灯柱その他これらに類するもの
５．消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
６．郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
７．送電鉄塔及び送受信塔
８．煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
９．銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
10．景観重要建造物、景観重要樹木
11．その他市長が指定するもの



（３）禁止広告物等　設置ができない広告物（条例第８条）

次の広告物は景観を損ねるとともに事故等の原因となるため、設置することができません。

１．著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
２．著しく破損し、又は老朽したもの
３．倒壊又は落下のおそれのあるもの
４．信号機及び道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの
５．交通の安全を阻害するおそれのあるもの



（４）許可地域　広告物の設置に許可が必要な地域（条例第５条）

市域（条例第３条（禁止地域等）各号に掲げる地域又は場所を除く。）において、広告物の設置をする場合は、市長から許可基準に適合した広告物の表示許可を受ける必要があります。

3 許可基準

（１）面積による申請の要否

地域区分 / 設置目的による分類	禁止地域		許可地域	
		景観重点地区	指定道路及び鉄道に接続する区域	左記以外の地域
自家用広告物	10㎡を超える場合許可申請必要（20㎡まで）	20㎡を超える場合許可申請必要（住居系の用途地域※1では10㎡を超える場合）		
案内広告	許可申請必要（5㎡まで）	許可申請必要（5㎡まで）※2	許可申請必要（5㎡まで）	許可申請必要
管理用広告物	許可申請不要（3㎡まで）			
一般広告物	表示不可		許可申請必要	

注　面積は、全ての広告表示面積の合計

※１　住居系の用途地域：都市計画法第8条第1項により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

※２　特定の事業所を案内するものは不可

（２）許可基準（条例第11条、規則第３条、規則第10条、別表第１、別表第２）

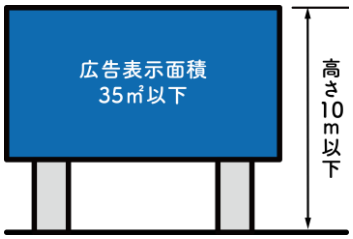
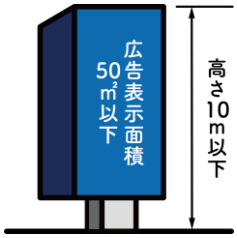
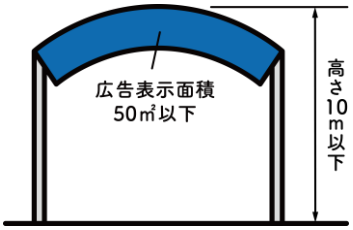
許可基準には、すべての広告物に適用される「共通基準」と広告物の種類ごとの「個別基準」があり、許可を受けるためには、両方を満たさなければなりません。

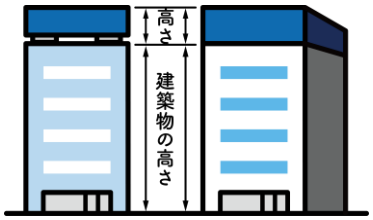
① 共通基準（規則別表第２-１）

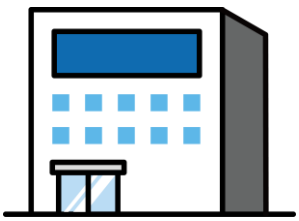
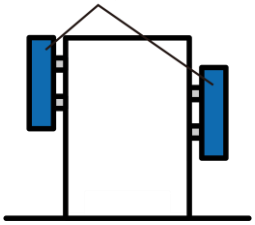
1．都市美観又は自然景観に調和し、デザイン性に優れたものにするよう努めること。
2．周囲の環境を損なわない落ち着いたものにすること。
3．高彩度色※を過度に使用していないこと。
4．著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
5．電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと。
6．広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること。
7．容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
8．風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
9．交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
10．交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

※　「高彩度色」：マンセル表色系を用いて、彩度が12を超えるもの

② 個別基準（規則別表第２-２）

<table>
<tr><th rowspan="2">地域
種類</th><th colspan="2">許可地域
（指定道路及び鉄道に接続する地域）</th><th rowspan="2">許可地域
（左記以外）</th><th rowspan="2">共通事項</th></tr>
<tr><th>一般広告物</th><th>自家用広告物
管理用広告物</th></tr>
<tr><td>広告板</td><td>別表①のとおり</td><td>
</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">・地色に原則黒色・高彩度色※1の使用不可
【別表①が適用されないもの】
脚部への広告表示不可</td></tr>
<tr><td>広告塔</td><td>別表①のとおり</td><td>
</td></tr>
<tr><td>アーチ</td><td colspan="3">

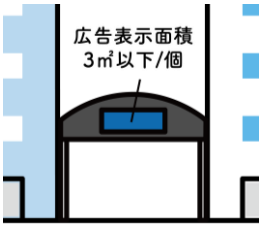
・脚部の広告表示不可
・下端の路面からの高さは道路管理者の定める基準に適合
（基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上）
・地色に原則黒色・高彩度色※1の使用不可</td></tr>
<tr><td>屋上広告板
屋上広告塔</td><td colspan="3">

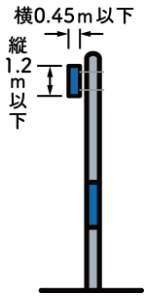
【耐火・不燃構造物】
・建築物の高さの2/3以下
【木造建築物】
・広告表示面積20㎡以下
・地上からの高さ10m以下</td></tr>
<tr><td>壁面広告</td><td colspan="3">
・窓・開口部をふさがないこと
・1壁面に同一内容のものは1個
【住居系の用途地域※2】
・広告表示面積20㎡以下</td></tr>
<tr><td>突き出し広告</td><td colspan="3">広告表示面積15㎡以下/個

道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合（当該基準が定められていない場合は1m以下）
壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは壁面からの出幅以下
交通信号機から50m以内のところでは、ネオンサイン等※3の使用不可
下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上）</td></tr>
</table>

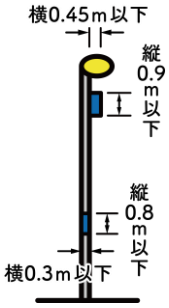
※1　「黒色」・「高彩度色」：「黒色」は、マンセル表色系を用いて、色相がなく無彩色（N）で、明度が3を超えないもの。「高彩度色」は、彩度が12を超えるもの。

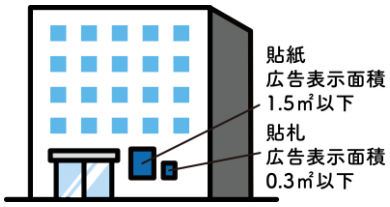
※2　住居系の用途地域：都市計画法第8条第1項により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

※3　「ネオンサイン等」：ネオンサイン及び発光ダイオード、光ファイバーを利用するもので、その外観がネオンサインと同等と認められるもの

<table>
<tr><td>アーケード広告</td><td>

板状・箱状の不燃構造体
下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上）
柱・軒先の広告表示不可
原則同一商店街で規格を統一</td></tr>
<tr><td>電柱広告</td><td>

【塗り付けるもの・巻き付けるもの】
路面又は地表から1.2mより3.4mの高さに表示
電柱１本当たりの総表示面積は１㎡以下
地色に原則黒色・赤色※1の使用不可
【添加するもの】
道路上の電柱には道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付ける（歩道又は道路外に設置する場合及びその下端を路面上から5m以上の高さとする場合を除く）
電柱１本に１個
電柱から垂直に0.15m離す
上下端を塗装した帯鉄で取り付ける
下端の路面又は地表からの高さは道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上）、道路外では3m以上
地色に原則黒色・赤色※1の使用不可</td></tr>
<tr><td>街灯柱広告</td><td>

【塗り付けるもの】
町名・商店街名を表示するものを除き街灯柱１本に１個
下端の路面上又は地上からの高さ2.5m以上
地色に原則黒色・赤色※1の使用不可
【添加するもの】
町名・商店街名を表示するものを除き街灯柱１本に１個
道路中心線に直角に道路中心線と反対方向に取り付けるか道路中心線に平行に取り付ける
厚さ 0.15m以下の板状又は箱状の不燃構造体
上下端を塗装した帯鉄で取り付ける
下端の路面からの高さは道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合は歩道では 2.5m以上、その他の道路では 4.5m以上）、道路外では 3m以上
信号機から 50m以内では、ネオンサイン等※2の使用不可
地色に原則黒色・赤色※1の使用不可</td></tr>
<tr><td>貼紙・貼札</td><td>

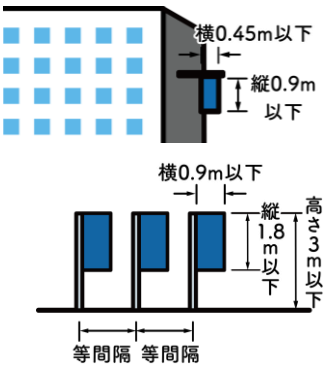
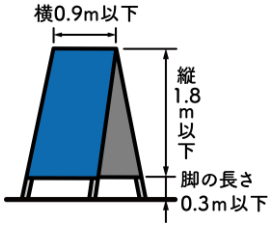
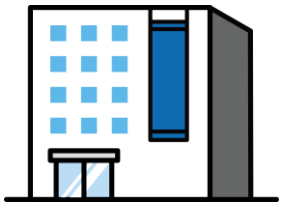
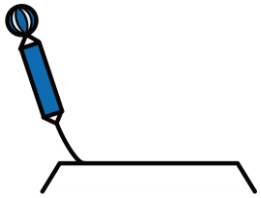
【貼紙】
容易に除却できるような方法で表示すること
【貼札】
同一壁面には2枚以内</td></tr>
</table>

※1　「黒色」・「赤色」：「黒色」は、マンセル表色系を用いて、色相がなく無彩色（N）で、明度が 3 を超えないもの。「赤色」は、色相が赤（R）で、彩度が 8 を超えるもの。

※2　「ネオンサイン等」：ネオンサイン及び発光ダイオード、光ファイバーを利用するもので、その外観がネオンサインと同等と認められるもの


壁面広告、突き出し広告　など


電柱広告、広告板　など

広告旗		【建築物・工作物に添加するもの】 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合（当該基準が定められていない場合は歩道 2.5m以上、車道 4.5m以上） 【のぼり旗】 倒伏しないように表示 3本以上並列する場合は等間隔に並べる
立看板※1		併用広告は下端に表示 倒伏しないようにする 3枚以上並列する場合は等間隔に並べる
広告幕※1		道路を横断するものは幅 1m以下、下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合（当該基準が定められていない場合は 4.5m以上） 一辺の長さ 15m以下、広告表示面積 22.5 ㎡以下 建築物の窓の全部または大部分をふさがないこと 地色に原則黒色・赤色※2の使用不可
アドバルーン		掲揚高度は地上から20m以上45m以下 添加広告は幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、十分緊結する 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにする 地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時に掲揚しない 掲揚・降下作業時の危険防止の措置をとる

※1　立看板、広告幕：これらに類する広告物又は掲出物件を含む

※2　「黒色」・「赤色」：「黒色」は、マンセル表色系を用いて、色相がなく無彩色（N）で、明度が 3 を超えないもの。「赤色」は、色相が赤（R）で、彩度が８を超えるもの

【別表①】

許可地域（指定道路及び鉄道に接続する区域）の広告板・広告塔（一般広告物）の個別基準

区域・種類 ＼ 区分		幅又は長さ	地表からの高さ	広告表示面積	路端からの距離	広告物相互の間隔
指定区域のうち高速自動車国道に接続する区域	広告板	20m以下	10m以下	50 ㎡以下	500m以上	300m以上
	広告塔	5m以下	20m以下	50 ㎡以下	500m以上	300m以上
指定区域のうち高速自動車国道以外の道路及び鉄道に接続する区域	広告板	15m以下	10m以下	35 ㎡以下	100m以上	50m以上
	広告塔	3m以下	15m以下	35 ㎡以下	100m以上	50m以上

● **案内広告**

禁止地域・許可地域（指定道路及び鉄道に接続する区域）では、下記の基準を満たしている場合に表示できます。

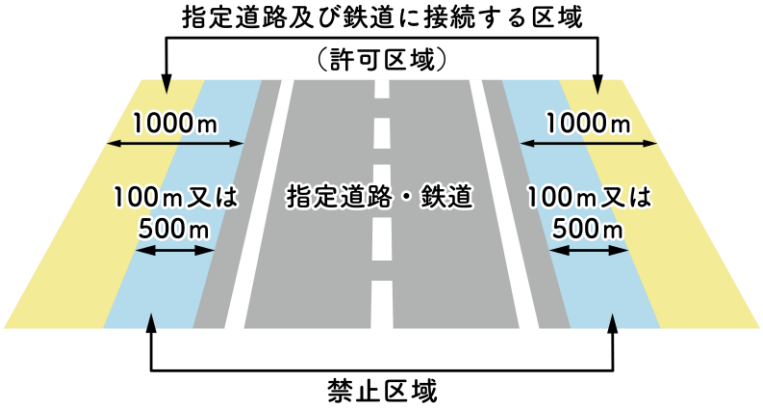
・広告表示面積 5 ㎡以下
・高さ 5m以下
・表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行先を示す表示等に限る
・脚部への広告表示不可
・入口の判別が困難な場合に、当該入口を判別するために表示・設置するものに限る
・1 事業所に原則 1 個とすること。
・原則として広告板は長方形・正方形、広告塔は角柱状・円筒状に限る
・共通許可基準・個別許可基準に適合すること
・地色に原則黒色・高彩度色の使用不可

● **電光ニュース・デジタルサイネージ等**

・表示面は、交通信号機から 5m以上離して設置してください（運転者及び歩行者の視点から交通信号機の視認性の低下がない場合を除く）。

（3）道路・鉄道沿線等の広告物の規制（条例第３条第７号、第８号）

主要な道路・鉄道からの良好な景観を形成するため、沿線等の広告物については、条例第３条第７号及び第８号において規制を設けています。禁止区間及び禁止区域には、禁止地域等の適用除外を受けない広告物を設置することはできません。



道路名・鉄道名	禁止区域	指定道路及び鉄道に接続する区域（許可区域）
高速自動車国道（名神高速道路、東名高速道路、中央自動車道）	路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域
主要な道路・鉄道沿線（国道41号）	路端から100m未満までの区域	路端から100m以上1000mまでの区域
一部の道路・鉄道（国道155号、名鉄小牧線）	－	路端から1000mまでの区域

（４）禁止地域における自家用広告物の基準（規則別表２-２）

① 第１種低層住居地域、市長が指定する生産緑地

1．広告表示面積の合計 20 ㎡以下
2．赤色ネオンサイン・管露出ネオンサイン・点滅電飾設備不可
3．建築物棟上への表示・設置不可
4．特定の商品名等の誇張表示不可
5．蛍光塗料の使用不可
6．共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合

② 景観重点地区

1．彩度の低い色彩※の使用面積が１個の広告表示面積の２分の１以上であること。
2．赤色ネオンサイン・管露出ネオンサイン・点滅電飾設備不可
3．特定の商品名等の誇張表示不可
4．蛍光塗料の使用不可
5．共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合

※彩度の低い色彩：マンセル表色系を用いて、色相が赤（R）及び橙（YR）については、彩度６以下
色相が黄（Y）については、彩度4以下
色相がその他の色については、彩度2以下


景観重点地区（やすらぎみち）

③ 上記以外の地域

1．広告表示面積の合計 20 ㎡以下
2．特定の商品名等の誇張表示不可
3．蛍光塗料の使用不可
4．共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合

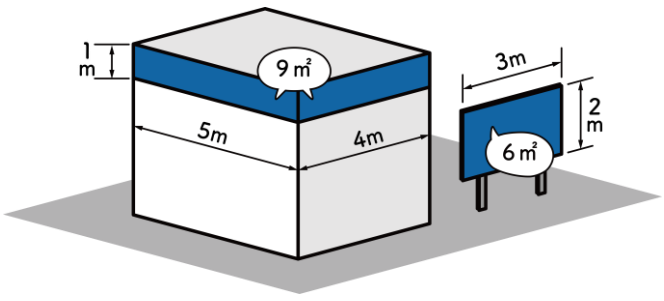
（５）広告表示面積の合計について

同一敷地内に複数の広告物がある場合は、当該敷地を一方向から見たときに同時に見ることができる複数の広告物の表示面の合計面積が最大になるときの当該合計面積（最大可視面積）が、これらの広告物の広告表示面積の合計となります。

● 許可不要の例

条例第5条の許可地域において、同一敷地内に表示面が建物の四方にある壁面広告と表示面が片面の広告板を自家用広告として設置する場合

※　用途地域は近隣商業地域とする。反対壁面に同じ面積の壁面広告があるものとする



● 考え方

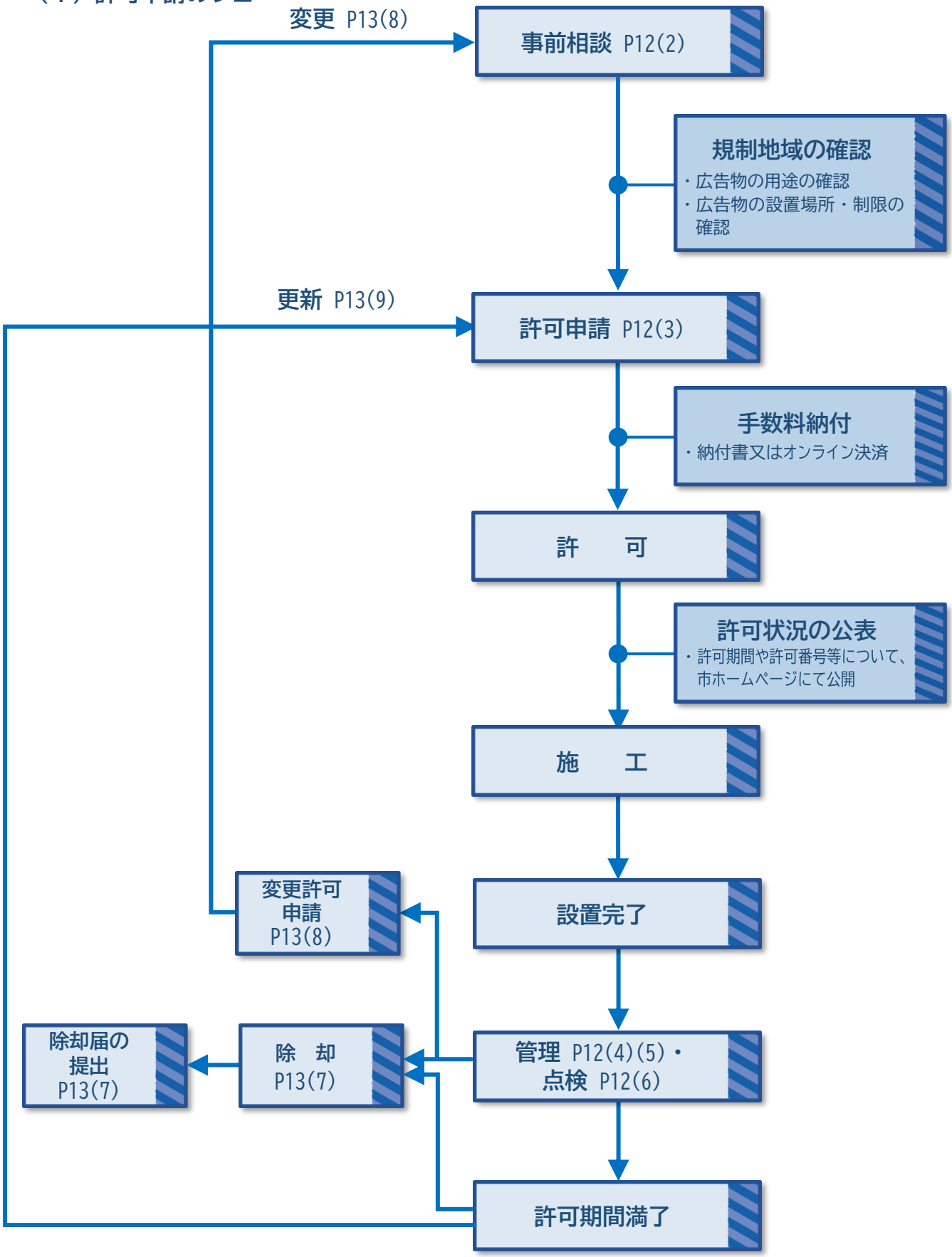
壁面広告の1壁面ごとの表示面の面積はそれぞれ5㎡と4㎡です。また、広告板の表示面の面積は6㎡です。同一敷地内の壁面広告と広告板の最大可視面積の合計は15㎡となり、広告表示面積の合計は15㎡となります。

このため、この敷地内の広告表示面積の合計は、自家用広告物の適用除外基準（住居系用途地域以外では20㎡以下）に適合し、許可不要となります。

9+6㎡ ≦ 20㎡ ･･･ OK

4 許可申請手続き

（１）許可申請のフロー



（２）事前相談

屋外広告物等の表示および設置には、一部を除き許可申請が必要となります。掲出する際は、事前に都市計画課までご相談ください。

（３）許可の申請（条例第５条、規則第２条）

① 申請書類

1．屋外広告物許可申請書（様式第１）：正副２通（２通目はコピー可）
2．表示または設置場所を記載した位置図（必要に応じて路端から距離等を記入）
3．形状、寸法、材料および構造に関する仕様書および図面
4．色彩広告面模写図
5．他人が所有し、または管理する土地または物件に表示し、または設置する場合にあっては、表示または設置について、その承諾を得たことを証する書面
6．建築物または工作物に表示し、または設置する場合にあっては、当該建築物または工作物の構造図および立面図
7．その他参考となる図面等

申請書は、広告物の種別ごとに提出をお願いします。
例）同一敷地に広告板２基、壁面広告３枚を設置する場合、広告板２基で１つの申請書、壁面広告３枚で１つの申請書をそれぞれ作成してください。

② 設置許可の手続き

1．屋外広告物許可申請書を提出してください。
１週間から２週間程度、審査等に時間を要します。

2．条例で定める屋外広告物許可手数料を納付してください。
審査後、手数料をご連絡いたします。
※　オンライン決済をご希望の場合は、電子申請をご利用ください。

（４）管理義務（条例第13条）

屋外広告物等の設置後は、補修等を行うなど良好な状態を維持してください。

（５）管理者等の届出（条例第22条、規則第14条）

広告物を設置し、管理者を置いた場合は管理者設置届が必要となります。

広告物設置者または届出した管理者に変更等が生じた場合は変更届等が必要となります。（広告物設置者または管理者の氏名、住所等を変更した場合も届出が必要となります。）

上記届出は、正１通を提出してください。

（６）点検義務（条例第14条第1項、規則第12条、規則別表第３）

屋外広告物は、適正な管理が行われないと、周辺の景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊による危険や交通安全上の問題も発生します。許可申請が不要な屋外広告物であっても安全点検の実施が必要です。条例を遵守し、専門知識を持った業者に点検を依頼するなど、適正に管理してください。
なお、屋外広告物の高さが4mを超える場合は、有資格者等による点検が必要です。

有資格者	
1	一級建築士、二級建築士
2	特定建築物調査員
3	屋外広告士
4	屋外広告物点検技能講習修了者 （講習会は公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施） ※各自治体が開催する「屋外広告物講習会」修了者ではありません。
上記以外の他の資格（各自治体が開催する屋外広告物講習会修了者、電気工事士、電気主任技術者、職業訓練指導員等）は、有資格者に含まれませんので、注意してください。	

（７）除却義務（条例第15条、規則第14条）

屋外広告物の許可期間が満了したとき、または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が不要となった場合には、広告物等を除却し、除却届正１通を提出してください。

（８）変更等の許可（条例第 10 条第１項、規則第９条）

面積や意匠等が変わった場合には、変更届の提出が必要となります。（ただし、広告物を短期間に定期的に変更する等一部許可が不要な場合があります。）

【変更等の許可に必要な書類】

１．屋外広告物変更等許可申請書（様式第５）：正副２通（２通目はコピー可）
２．設置の許可申請時に提出した書類のうち変更または改造に係るもの
３．その他参考となる図面等

（９）更新等の許可（条例第９条第３項、規則第７条）

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を設置する場合は、許可期間満了の14日前までに、様式第３により、更新許可申請をしてください。

○ 一部の広告物を除き更新前点検を行い、安全点検報告書（様式第４）を添付しなければなりません。
○ 更新許可申請にあたり提出が必要な書類は以下のとおりです。提出部数、書類の作成・記入方法、「市長が必要と認める図書」については、市の屋外広告物担当に確認してください。

【許可の更新に必要な書類】

１．屋外広告物更新許可申請書（様式第３）：正副２通（２通目はコピー可）
２．屋外広告物安全点検報告書（様式第４）：許可期間の満了日３月以内に点検を実施したもの
３．広告物または掲出物件のカラー写真：許可期間の満了日前３月以内に撮影したもの
４．その他参考となる図面等

◆各種手続きはオンラインでも申請を受け付けています。詳しくは小牧市ホームページをご覧ください。

https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshikeikaku/1/1_1/okugaikoukoku/44248.html

5 屋外広告物許可手数料

（１）手数料の納付（条例第26条）

① 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告

許可期間	電飾の有無	
	無	有
1年以内	5㎡ごとに　900円	5㎡ごとに1,200円
1年以上	5㎡ごとに1,300円	5㎡ごとに1,900円

② 電柱又は街灯柱を利用する広告

1年以内	1個につき200円
1年以上	1個につき300円

③ 簡易広告物（立看板、貼紙、貼札、広告幕、アドバルーン）

立看板（3ヶ月）	1枚につき100円
貼紙（3ヶ月）	100枚につき400円
貼札（3ヶ月）	1枚につき40円
広告幕（3ヶ月）	1枚につき400円
アドバルーン（3ヶ月）	1個につき700円

④ 上記以外の広告物

1年以内	1個につき100円
1年以上	1個につき160円

※　許可期間は最大３年（簡易広告物は３ヶ月）です。また、更新毎に手数料が必要です。

6 屋外広告業登録制度

小牧市で屋外広告業を営むためには、事前に愛知県知事の登録を受けることが必要です。屋外広告業とは、屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う営業のことで、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。詳細は、愛知県公園緑地課へお問い合わせください。

お問い合わせ・申請窓口
〒485-8650　小牧市堀の内三丁目１番地　小牧市役所　都市政策部　都市計画課
TEL：0568-76-1155（直通）FAX：0568-71-1481　E-mail：toshi@city.komaki.lg.jp